犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成25年７月１日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成25年第２号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年７月１日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成18年頃から平成23年９月27日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
土江真人が、共犯者と共謀の上、業として金銭を貸し付け、１日当たり0.08％（利息受領日が平成19年１月20日以降については、１日当たり0.3％）を超える割合による利息を受領した行為
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している、土江真人らが使用していた業者名
レリーフ、シャンディア、グランデ、バジル、アリス、ことぶき、ワンズ、エリーゼ
クレアジャパン、ミリオン、シード、タイズ、キリン　等
⑵　検察官が把握している利息等を受領した金融機関の口座名義人
ＭＫＣ枡野一憲、タカケン高橋健一、株式会社アスカ、佐々木直記、株式会社幸和　等
⑶　主な犯行態様
○　電話やＦＡＸを利用して、中小事業主等に事業資金名目での融資を持ちかけてくる。
○　担保として貸付額と同額の小切手等を振り出させ、利息を天引きした金銭を貸し付ける。
○　返済方法は、被告人らが指定する口座に直接振込入金するか、担保として振り出した小切手等を被告人らが取り立てるなどして回収する。
5　開始決定の時における給付資金の額　金110万円
6　支給申請期間　平成25年７月１日から平成25年８月31日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　大阪地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成24年12月26日
⑶　確定年月日　平成25年１月10日
⑷　被告人氏名　土江　真人
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、並川千秋、角谷友嗣、若松宗臣、野﨑良樹、児玉和夫、牛尾政嗣及び島内直也と共謀の上、平成21年６月24日から同23年７月29日までの間、22回にわたり、情を知らない銀行員に、前記３⑵の犯罪行為の貸付返済に係る元本又は利息の支払として多数の債務者から受領した小切手等を取り立てさせて、被告人が管理する他人名義の口座に合計383万6,000円を入金させるなどして、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。
（罪　名　等）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月１日
中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年６月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三好塗装工業株式会社　三好　　親　愛知県名古屋市中村区大宮町２―21　国土交通大臣許可（般・特―23）第4250号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における塗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「塗装工事業に関する営業」とは、注文者から塗装工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成25年７月２日から平成25年７月16日までの15日間
4　処分の原因となった事実　同社は、福岡北九州高速道路公社に申請した一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）に虚偽の記載をした。
このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の２第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月１日
関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成25年６月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東水　菊池亜喜男　神奈川県大和市福田八丁目15番地の２　国土交通大臣許可（般―16）第21120号　国土交通大臣許可（般―17）第21120号
3　処分の内容　建設業法第29条の２第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　株式会社東水の所在を確知できないため、平成25年５月７日付け官報第6039号にてその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。このことが、建設業法第29条の２第１項に該当する。